
交 通 局 告 示

○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第6号)	41
○ 深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等についての一部改正について	(第7号)	43
○ I Cカード乗車券と併せて使用できる乗車券についての一部改正について	(第8号)	44
○ 乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設について	(第9号)	45
○ なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第10号)	47
○ SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について	(第11号)	50
○ SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Passの発売について等の一部改正について	(第12号)	52

交 通 局 管 理 規 程

○ 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部改正	(第5号)	56
○ 料金改定に伴う旧乗車券の取扱い等に関する規程	(第6号)	68

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	75
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)	76

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則（第31号）
 - 1 改正内容
短期入所生活介護等を受ける者から徴収する食費及び居住費又は滞在費の額を改めます。
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和元年10月 1日から施行します。
 - (2) この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の規定は、令和元年10月分の使用料から適用し、同年 9月分までの使用料については、なお従前の例によることとします。
 - 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第32号）
 - 1 改正内容
名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部改正に伴い、市立幼稚園授業料に係る収入の例外手続を廃止します。（第 162条関係）
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。
-

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

- 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 1号）
 - 1 改正内容
名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）の廃止に伴い、規定を整備します。（別表第 2関係）
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の一部を改正する規則

(名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 1項第 1号ア中「 310円」を「 313円」に、「 650円」を「 655円」に、「 420円」を「 424円」に改め、同号イ中「 1,380円」を「 1,392円」に改め、同項第 2号中「 840円」を「 855円」に改める。

(名古屋市保護施設管理規程の一部改正)

第 2条 名古屋市保護施設管理規程（昭和41年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第35条第 2項中「 310円」を「 313円」に、「 650円」を「 655円」に、「 420円」を「 424円」に、「 370円」を「 377円」に改め、同条第 3項中「 1,380円」を「 1,392円」に、「 370円」を「 377円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市老人福祉施設条例施行細則及び名古屋市保護施設管理規程の規定は、令和元年10月分の使用料から適用し、同年 9月分以前の使用料については、なお従前の例による。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 162 条中「及び名古屋市立幼稚園授業料」を削る。

附 則

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 275号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
オアシス名古屋株式会社 名古屋市中村区森 末町 3丁目55番地	ヘルパーステーションことり 名古屋市中村区森 末町 3丁目55番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310101395	令和元年 9月 1日
エムスリーナース サポート株式会社 東京都中央区東日 本橋一丁目 1番 7 号	訪問介護ステーションなごみ 名古屋市中区新栄 二丁目43番26号	居宅介護 重度訪問介護	2316101050	令和元年 9月 1日
合同会社ココル 名古屋市昭和区石 仏町 1丁目37番地	ココル 名古屋市昭和区石 仏町 1丁目37番地	居宅介護 重度訪問介護	2316200936	令和元年 9月 1日
株式会社アンプル 名古屋市天白区天 白町大字平針字黒	アンプルケアステーション 名古屋市天白区荒	居宅介護 重度訪問介護	2316401237	令和元年 9月 1日

石2878番地の2797	池一丁目 201番地の 1			
	アンプルデイサービスセンター 名古屋市天白区荒池一丁目 201番地の 1	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	2316401237	令和元年 9月 1日
株式会社K. K－PLUS 名古屋市天白区植田一丁目 501番地	プラスハウス 名古屋市天白区植田山一丁目1901番地の 3	就労継続支援 A型	2316401245	令和元年 9月 1日
株式会社AXIONS 名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目17番地	WORKPORT 名古屋市天白区平針四丁目 205番地	就労継続支援 B型	2316401252	令和元年 9月 1日
株式会社グロウ 名古屋市千種区春岡通 5丁目13番12号	L a u g h－l a 名古屋市千種区春岡通 5丁目13番12号	就労継続支援 B型	2317101133	令和元年 9月 1日
特定非営利活動法人メルシー 名古屋市名東区引山一丁目 605番地	ハルクライム千種 名古屋市千種区京命一丁目22番23号	就労継続支援 B型	2317101141	令和元年 9月 1日
株式会社リィヴァルコーポレーション 名古屋市中川区上流町 2丁目48番地	ヘルパーステーションリィヴァルわかば 名古屋市北区長田町 2丁目33番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317301527	令和元年 9月 1日
株式会社ハートリ	就労移行支援事業	就労移行支援	2317601702	令和元年

フォーレ 名古屋市守山区日 の後1105番地の 2	所 J O B F i N D 名古屋市守山区大 字下志段味字北荒 田2353番地の 2			9月 1日
株式会社ナーキッ ド 名古屋市守山区大 字上志段味字山の 田1005番地	ケアステーション エイル 名古屋市守山区大 字上志段味字山の 田1005番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601728	令和元年 9月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 276号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人やま のくち農舎 名古屋市中村区井 深町16番 5号	障害者相談支援セ ンターやっと亀 名古屋市中村区井 深町16番 5号	一般相談支援	2330100153	令和元年 9月 1日
一般社団法人福祉 のチカラ 名古屋市中川区万 場五丁目1503番地	相談支援事業所ド リーム 名古屋市中村区横 井二丁目14番地	一般相談支援 特定相談支援	2330100161	令和元年 9月 1日
		障害児相談支 援	2370100147	
特定非営利活動法 人A d o n i s L i f e 名古屋市南区塩屋 町 3丁目 5番地の	相談支援事業所つ くしみなみ 名古屋市南区塩屋 町 3丁目 5番地の 1	一般相談支援	2338100205	令和元年 9月 1日

1				
---	--	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 277号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年 9月24日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社トータル プランニング 名古屋市中区新栄 2丁目43番26号	訪問介護ステーションなごみ 名古屋市中区新栄 2丁目43番26号	居宅介護 重度訪問介護	2317200174	令和元年 8月31日
合同会社ケアファ ーム星ヶ丘 名古屋市名東区名 東本通 5丁目21番 地の 1	訪問介護風香 名古屋市名東区名 東本通 5丁目21番 地の 1	行動援護	2318000862	令和元年 8月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 278号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和元年 9月29日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 279号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和元年10月20日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前10時から午後 3時30分まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 280号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和元年12月 1日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8 時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 281号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成31年 4月15日 31指令住開指第12号	名古屋市守山区瀬古三 丁目 511番外 2筆	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田和彦
平成31年 1月17日 30指令住開指第 207号	名古屋市北区楠味鋤三 丁目 501番	名古屋市北区楠味鋤二丁 目1701番地 丹羽好一
平成31年 1月16日 30指令住開指第 204号	名古屋市緑区桶狭間 209番外 3筆	東京都武蔵野市境二丁目 2番 2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎
平成31年 2月25日 30指令住開指第 238号	名古屋市港区川園三丁 目12番 3	名古屋市港区川園二丁目 180番地 河野芳昭

平成30年12月25日 30指令住開指第 196号	名古屋市港区船頭場五 丁目 812番外 3筆	東京都新宿区高田馬場 3 丁目46番25号 アイディホーム株式会社 代表取締役 久林欣也
平成31年 4月19日 31指令住開指第21号	名古屋市中村区稲上町 1丁目66番 2外 2筆	名古屋市中村区豊国通二 丁目28番地の 1 株式会社クレストンホーム 代表取締役 塩地 誠
平成30年11月21日 30指令住開指第 164号	名古屋市守山区翠松園 三丁目 507番	茨城県水戸市百合が丘町 10番地78 若林隆之
令和元年 6月20日 31指令住開指第66号	名古屋市南区呼続四丁 目1719番外 1筆	東京都千代田区丸の内二 丁目 4番 1号 株式会社オープンハウス ・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介
平成30年 8月28日 30指令住開指第 105号	名古屋市緑区大高町字 坊主山 1番12外23筆	東京都中央区日本橋一丁 目 4番 1号日本橋一丁目 ビルディング E S R名古屋大高町特定 目的会社 取締役 三品貴仙

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 282号

告示の訂正について

平成30年名古屋市告示第 745号（農用地利用集積計画について）の一部を次のとおり訂正します。

令和元年 9月26日

名古屋市長 河 村 た か し

2の利用権の設定を受ける土地の地番について「1109番」を「 103番」に訂正します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 283号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 208号により指定した形質変更時要届出区域の全部を解除します。

令和元年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区大根山二丁目 133番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第284号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

大曾根街づくり建築協定

2 建築協定区域

名古屋市北区大曾根二丁目302番1 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第13号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和元年9月25日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

利用料金を納付しなければならない期間

令和元年11月10日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名教委教訓令第 1 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

別表第 2 学事課長の項第10号を次のように改める。

10	名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則（令和元年名古屋市教育委員会規則第 4 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）による授業料の減免の取消し及び追徴に関すること。
----	--

附 則

この規程は、令和元年10月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表第1 財務関係の表課公所長の欄第13号中「課公所長の欄前2号に掲げるもののほか、」を削る。

別表第4 事業執行関係の表中

「

10の3			名古屋市情報公開 条例（平成12年名古屋市条例第65号）第 11条第1項に規定す る公開決定等（以下 「公開決定等」とい う。）に係る同条第 2項に基づく期間の 延長及び同条例第12 条各号に掲げる事項 の決定に関するこ と。（調査課長）
10の3 の2			別に定める行政文 書の公開請求に対す る公開決定等に関す ること。（調査課 長）

」

を

「

10の3		重要な行政文書の 公開並びに保有個人 情報の開示、訂正及 び消去・利用停止の 請求に対する決定に 関すること。（総務 部長）	軽易な行政文書の 公開並びに保有個人 情報の開示、訂正及 び消去・利用停止の 請求に対する決定に 関すること。（調査 課長）
10の3 の2			行政文書の公開並 びに保有個人情報の 開示、訂正及び消 去・利用停止の請求 に対する決定に係る 期間の延長に関する こと。（調査課長）

」

に改め、同表主管本部長の欄第26号中「名古屋市上下水道局指定排水設備工
店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第2条第2号」を「下
水道条例第12条の2第1項」に改め、同表主管本部長の欄及び主管部長の欄第
54号ただし書中「ただし、」の次に「総務部長及び」を加え、同表主管課公所
長の欄第54号ただし書中「ただし」の次に「、調査課長」を加える。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第15条第1項中「100分の20、神奈川県横浜市に在勤する職員にあっては100分の16」を「、100分の20」に改める。

第17条第2項第2号中「通勤のため自転車（道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。）を使用することを常例とする者（自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道15キロメートル未満である者に限る。以下「自転車使用者」という。）及び」（自転車使用者にあっては、その加えて得た額が8,400円を超えるときは、8,400円）」を削り、同号ア中「使用距離」を「自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）」に改め、「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（自動車を使用しなければ通勤することが困難であると認められる者を除く。）にあっては、1,000円）」を削り、同項第3号中「第1号に定める額及び前号」を「前2号」に改め、「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道5キロメートル未満である者に限る。）にあっては、2,000円。以下この号において同じ。）」を削る。

別記様式第1から別記様式第5までの備考を削る。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市水道給水条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）の一部を次のように改正する。

第22条の3中「第1条第7号」を「第1条第8号」に改める。

第1号様式（その1）中「次の各号」を「次」に改め、同様式注を次のように改める。

（注） 太枠内を記入してください。

第1号様式（その2）中「次の各号」を「次」に改め、同様式注を次のように改める。

（注） 太枠内を記入してください。

第2号様式及び第3号様式注を次のように改める。

（注） 太枠内を記入してください。

第4号様式及び第5号様式注中「3. 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。」を削る。

第7号様式から第10号様式までの注を次のように改める。

（注） 太枠内を記入してください。

第15号様式注中「3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。」を削る。

第16号様式注を次のように改める。

（注） 太枠内を記入してください。

第19号様式中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に改め、「及び名古屋市行政手続条例第13条第1項第2号」を削り、同様式備考を削る。

第20号様式備考を削る。

(名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局水道料金等徴収事務の委託に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条第2号」を「第16条第1項第3号」に改める。

(名古屋市下水道条例施行規程の一部改正)

第3条 名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第38条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1中「108／100」を「110／100」に改める。

第1号様式から第6号様式までの備考を削る。

第7号様式中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第8号様式中「商号」を「氏名」に改める。

第9号様式から第11号様式までの備考を削る。

第12号様式中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第13号様式から第17号様式までの備考を削る。

第18号様式注を削る。

第19号様式備考を削る。

第20号様式中「第255条の3第1項」を「第255条の3」に改め、「及び名古屋市行政手続条例第13条第1項第2号」を削り、同様式備考を削る。

第4条 名古屋市下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,100,000円」を「3,220,000円」に、「289,000円」を「301,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第4条及び附則第5項の規定は、同年12月1日（以下「一部施行日」

という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市水道給水条例施行規程及び改正前の名古屋市下水道条例施行規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市水道給水条例施行規程及びこの規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 第3条の規定による改正後の名古屋市下水道条例施行規程（以下「改正後規程」という。）第38条第3項の規定は、令和元年12月分の下水道使用料（下水道使用料の算定の基礎となる同年11月1日以後最初の1月間の汚水排出量に係る下水道使用料をいう。）から適用し、同月分前の下水道使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後規程別表第1の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の名古屋市下水道条例施行規程別表第1の規定は、一部施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、一部施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第3条第1項第1号中「検査」の次に「（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）」を加え、同項第3号中「規定に基づく」を削り、同項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。

第3条第2項中「前項第7号から第9号まで」を「前項第8号から第10号まで」に改める。

第4条の見出し中「技術管理補助者」を「水道技術管理補助者」に改め、同条第1項中「「技術管理補助者」」を「「補助者」」に改め、同条第2項及び第3項中「技術管理補助者」を「補助者」に改め、同条に次の1項を加える。

4 補助者は、技術管理者の命を受け、職務を行うものとする。

別表中「経営本部企画経理部資産活用課 経営本部営業部給排水設備課」を「経営本部営業部給排水設備課」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 27 日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

(名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「又は寄附行為」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 5 条第 1 号中「次条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(指定の更新)

第 5 条の 2 前 2 条の規定は、指定の更新について準用する。

第 9 条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号中「又は寄附行為」を削り、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第 2 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第10条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3 号ア中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項中「次の各号」を「次」に改める。

第17条第 1 号中「指定を」の次に「し、又は第 5 条の 2 において準用する第 5 条の規定により指定の更新を」を加える。

第18条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3 号中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第20条第 1 項中「次の各号」を「次」に改める。

第22条第 2 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3 号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条、第8条関係）

指定番号 第 号

指定給水装置工事事業者指定証

氏名又は名称

上記の者は、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定された者であることを証明します。

指定の有効期限

年 月 日

名古屋市上下水道局長

印

第2号様式備考及び第3号様式備考を削る。

(名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「排水設備工事に係る」を「名古屋市下水道条例（昭和22年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）第12条の2第1項に規定する」に改める。

第2条第1号中「、増築及び修繕」を「及び増築」に改め、同条第2号中「この規程の規定による」を「条例第12条の2第1項及びこの規程の規定に基づき、」に改める。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

第4条の2 前2条の規定は、条例第12条の2第2項の規定による指定の更新について準用する。

第6条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「（修繕工事を除く。）」を削る。

第7条第1項第3号中「商号」を「氏名」に、「（指定の申請者が個人である場合にあっては、当該申請者の氏名）」を「及び法人にあっては、その代表者の氏名」に改める。

第14条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める。

第20条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改める。

第22条第1項第1号を次のように改める。

(1) 条例第12条の2第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による指定の更新をしたとき。

第23条中「次の各号」を「次」に改める。

第27条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条、第4条の2関係）

年 月 日

指定排水設備工事店指定申請書（新規・更新）

（宛先）名古屋市上下水道局長

申請者 氏名又は名称.....

代表者の氏名.....印

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定による指定排水設備工事店の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

ふ り が な 氏 名 又 は 名 称	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	
ふ り が な 役 員 氏 名	
事業所の所在地	〒
電 話 番 号	() —
F A X 番 号	() —

第2号様式中「商号」を「氏名」に改める。

第3号様式から第5号様式までの規定中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

指定番号 第 号

指定排水設備工事店証

氏名又は名称

上記の者は、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店として指定された者であることを証明します。

指定の有効期限

年 月 日

名古屋市上下水道局長

印

第7号様式中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第8号様式中「（商号又は名称）」を「（氏名又は名称）」に改め、同様式第3項中「商号又は名称（個人にあつては、氏名）」を「氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」に、「商号又は名称（氏名）」を「氏名又は名称」に改め、同様式注2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に、「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改め、同様式備考を削る。

第9号様式中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第10号様式中「商号」を「氏名」に、同様式注2第1号中「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改め、同様式備考を削る。

第12号様式及び第13号様式中「商号」を「氏名」に改め、同様式備考を削る。

第14号様式中「商号」を「氏名」に、「住民票記載事項証明書」を「住民票の写し」に改め、同様式備考を削る。

第15号様式注第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同様式備考を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 名古屋市下水道条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第19号。以下「改正条例」という。）附則第3項の規定により読み替えられた条例第12条の2第2項の管理者が定める期間（以下「指定期間」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) この規程による改正前の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（以下「改正前排水設備工事店規程」という。）に基づき指定を受けた日（以下この項において「指定を受けた日」という。）が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年
 - (2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間であ

る場合 2年

(3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年

(4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年

(5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場合 5年

3 前項の規定にかかわらず、改正条例附則第2項の旧指定排水設備工事店が、この規程の施行の際現に水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定（以下「水道法指定」という。）を受けている場合にあっては、指定期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 水道法指定を受けた日が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合 1年

(2) 水道法指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合 2年

(3) 水道法指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合 3年

(4) 水道法指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合 4年

(5) 水道法指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場合 5年

4 水道法指定を受けている指定排水設備工事店が、指定の更新の申請を水道法指定の更新の申請と同時にを行う場合において、当該指定排水設備工事店が、更新後の指定の有効期間の末日について、更新後の水道法指定の有効期間の末日と同日になるように指定の有効期間を短縮することを希望するときは、局長は、同日を指定の有効期間の末日とみなして、指定の更新に係る事務を行うものとする。

5 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程及び改正前排水設備工事店規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局指定給水装

置工事事業者規程及びこの規程による改正後の名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市交通局告示第6号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和元年10月1日から次のように改正します。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

表名古屋鉄道株式会社の項第1号ウ及び株式会社名古屋交通開発機構の項第1号ウ中「通学」を削ります。

表名古屋ガイドウェイバス株式会社の項第1号中「学生通学定期券」の次に「、学生定期券」を加えます。

表日本通運株式会社の項第1号ウ及び縁エキスパート株式会社の項第1号ウ中「通学」を削ります。

表株式会社グリーンズの項中「浜田町5番3号」を「鵜の森一丁目4番28号」に改めます。

表国家公務員共済組合連合会の項中「三の丸三丁目5番1号」を「三の丸一丁目5番1号」に改めます。

表近畿日本ツーリスト中部株式会社の項中「近畿日本ツーリスト中部株式会社」を「株式会社近畿日本ツーリスト中部」に改めます。

表株式会社フジ・トラベル・サービスの項中「宮西一丁目5番10号」を「宮西一丁目2番1号」に改めます。

表名鉄観光サービス株式会社の項中「名駅南2丁目14番19号」を「名駅南二丁目14番19号」に改めます。

表株式会社平成エンタープライズの項中「富士見市東みずほ台1丁目4番5号」を「志木市本町五丁目22番26号」に改めます。

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課
営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第7号

深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等について
の一部改正について

平成2年名古屋市交通局告示第8号（深夜バス系統の乗合自動車に乗車できる乗車券の種類等について）の一部を、令和元年10月1日から次のように改正します。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

表ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号）に規定する定期券の項中「学生通学定期券」の次に「、学生定期券」を加えます。

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課

名古屋市交通局告示第8号

ＩＣカード乗車券と併せて使用できる乗車券についての一部改正 について

平成23年名古屋市交通局告示第8号（ＩＣカード乗車券と併せて使用できる乗車券について）の一部を、令和元年10月1日から次のように改正します。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

表ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号。以下「ガイドウェイバス規程」といいます。）に規定する定期券の項中「学生通学定期券」の次に「、学生定期券」を加えます。

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課

名古屋市交通局告示第9号

乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設について

本市乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設を次のとおり実施します。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 変更系統

現 行		変 更 後	
系統記号	運行区間	系統記号	運行区間
観光1	名古屋駅～名古屋城～ 名古屋駅	観光1	名古屋駅～名古屋城～ 名古屋駅
観光1イ	名古屋駅～名古屋城～ 名古屋駅	観光1イ	名古屋駅～名古屋城～ 名古屋駅

2 新設停留所

名 称	位 置	
なごやじょうひがし しやくしょ 名古屋城東・市役所	東行	中区三の丸四丁目1番地先

3 変更経路

系 統 記 号	経 路
観 光 1	名古屋駅－[現行と同一経路]－四間道－名古屋城－ 名古屋城東・市役所－徳川園－[現行と同一経路]－ －ノリタケの森－トヨタ産業技術記念館－名古屋駅
観 光 1 イ	名古屋駅－[現行と同一経路]－四間道－名古屋城－ 名古屋城東・市役所－徳川園－[現行と同一経路]－ 広小路栄－広小路伏見－名古屋駅

4 実施時期

令和元年 10 月 1 日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第10号

なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

なごや観光ルートバスの運行にあたって、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行し、なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類を次のように定めます。なお、なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（平成31年名古屋市交通局告示第4号。以下「旧告示」という。）は、令和元年9月30日限り廃止します。

令和元年9月25日

名古屋市交通局長 河野和彦

- 1 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス専用一日乗車券を次のように発行します。

- (1) 乗車券の名称

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット

- (2) 料金

ア 大人 500円

イ 小児 250円

- (3) 有効期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

- (4) 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

(5) 使用条件

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

(6) 発行期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(7) 料金の払戻し

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの払戻しは行いません。

(8) 不正使用

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

(9) 様式

ア 大人券

(表)



(裏)



イ 小児券

(表)



(裏)



- 2 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普通券	普通券
カード乗車券	I Cカード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無料乗車券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

3 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなしたなごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットについては、令和元年12月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）なごや観光ルートバスに乗車することができます。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局告示第11号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1 Day Ticketの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day Ticket（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和元年9月26日

名古屋市交通局長 河野和彦

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 料金

620円

3 発売枚数

33,000枚（ただし、1人につき2枚までの発売とします。）

4 発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス21センター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びCentral Japan Travel Centerとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に

限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

(2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

6 発売開始日

令和元年10月1日

7 料金の還付

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

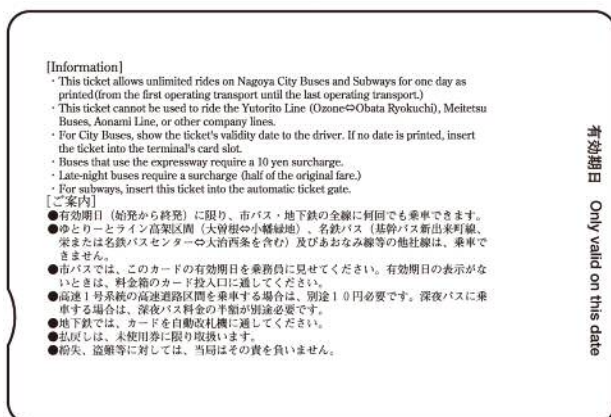
昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第12号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1 Day Passの発売について等の一部改正について

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day
Passの発売について等の一部を、令和元年9月30日から次のように改正
します。

令和元年9月27日

名古屋市交通局長 河野和彦

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day
Passの発売についての一部改正)

第1条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1
Day Passの発売について（平成27年名古屋市交通局告示第10号）
の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「平成27年12月18
日」の次に「から令和元年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手
数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日か
ら当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第10項の次に次の1項を加える。

11 使用期間

平成27年12月18日から令和元年12月31日まで

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day
Passの発売についての一部改正)

第2条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1

Day Passの発売について（平成28年名古屋市交通局告示第11号）の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「平成28年9月28日」の次に「から令和元年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日から当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第9項の次に次の1項を加える。

10 使用期間

平成28年9月28日から令和元年12月31日まで

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売についての一部改正)

第3条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について（平成29年名古屋市交通局告示第8号）の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「平成29年8月1日」の次に「から令和元年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日から当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第9項の次に次の1項を加える。

10 使用期間

平成29年8月1日から令和元年12月31日まで

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売についての一部改正)

第4条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について（平成30年名古屋市交通局告示第6号）の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「平成30年4月1日」の次に「から令和元年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日から当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第9項の次に次の1項を加える。

10 使用期間

平成30年4月1日から令和元年12月31日まで

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売についての一部改正)

第5条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について（平成30年名古屋市交通局告示第15号）の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「平成30年9月25日」の次に「から令和元年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日から当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第9項の次に次の1項を加える。

10 使用期間

平成30年9月25日から令和元年12月31日まで

(SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売についての一部改正)

第6条 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticketの発売について（令和元年名古屋市交通局告示第5号）の一部を次のように改正する。

第6項中「発売開始日」を「発売期間」に改め、「令和元年8月1日」の次に「から同年9月30日まで」を加える。

第7項第2号を次のように改める。

- (2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。ただし、令和元年10月1日から当分の間は手数料を徴収しないこととします。

第9項の次に次の1項を加える。

10 使用期間

令和元年8月1日から同年12月31日まで

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第5号

乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を次のように改正する。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河野和彦

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第39条」を「第39条第1項」に、同項第3号中「第134条」を「第134条第1項」に改める。

第7条の2第1号中「第134条」を「第134条第1項」に、同条第2号中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

第12条第2項中「510円」を「520円」に改める。

第24条の2第2項第1号中「600円」を「620円」に、同項第2号中「300円」を「310円」に改める。

第24条の4第2項中「10,000円」を「10,370円」に改める。

第31条第2項中「510円」を「520円」に改める。

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程の一部改正)

第3条 深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「同規程第4条第1項第1号に規定する学生通学定期券」の次に「、同項第1号の2に規定する学生定期券」を加える。

(ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程の一部改正)

第4条 ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号の表中

「

9,000	25,650	48,600
5,850	16,670	31,590
7,200	20,520	38,880

を

「

9,320	26,570	50,330
6,060	17,280	32,730
7,460	21,260	40,270

に改める。

」

第4条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 学生定期券

第4条第2項中「学生通学定期券」の次に「及び学生定期券」を加え、同条第2項の表中

「

学生通学定期券甲	140円区間（平面区間・高架区間連絡、併算割引140円区間）
	平面区間・高架区間連絡
学生通学定期券乙	140円区間（平面区間・高架区間連絡、併算割引140円区間）
	平面区間・高架区間連絡

を

」

「

学生通学定期券甲	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
学生定期券甲	平面区間・高架区間連絡
学生通学定期券乙	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
学生定期券乙	平面区間・高架区間連絡

に、

」

同表の備考中「（平面区間・高架区間連絡）は、」を「及び学生定期券料金は、」に改める。

第 4 条の 2 第 3 号の表中

「

割引通勤定期券	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
	平面区間・高架区間連絡
割引学生通学定期券	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
	平面区間・高架区間連絡

を

」

「

割引通勤定期券	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
	平面区間・高架区間連絡
割引学生通学定期券	1 4 0 円区間（平面区間・高架区 間連絡、併算割引 1 4 0 円区間）
割引学生定期券	平面区間・高架区間連絡

に改め、

」

同表の備考中「（平面区間・高架区間連絡）」を削る。

第5条第1項中「通勤」を削り、「第3条第3号」の次に「、第4条第2項及び第4条の2第3号」を、同条第2項中「学生通学定期券」の次に「、学生定期券」を加える。

第6条中「割引学生通学定期券」の次に「又は割引学生定期券」を加える。

第6条の2中「「ガイドウェイバス志段味線高架区間」と」の次に「、「介護者等用の割引通勤定期券と同時に発売する。」とあるのは「発売する。」と」を加える。

第6条の2の次に次の2条を加える。

(学生定期券)

第6条の2の2 ガイドウェイバスシステム志段味線に係る学生定期券は、乗合自動車において学生定期券の発売対象として認定され、かつ、ガイドウェイ会社において学生定期券の発売対象として認定された学校に在籍する学生、生徒、児童又は幼児が乗合規程第7条に定める定期券購入申込書に必要事項を記入し、在籍学校（入校予定の指定学校を含む。以下次条において同じ。）の代表者が発行した学生証等とともに提出した場合に発売する。

2 学生定期券について、この規程に定めのない事項については、乗合条例及び乗合規程に定める学生定期券の例による。

(割引学生定期券)

第6条の2の3 ガイドウェイバスシステム志段味線に係る割引学生定期券は、乗合自動車において学生定期券の発売対象として認定され、かつ、ガイドウェイ会社において学生定期券の発売対象として認定された学校に在籍する学生、生徒、児童又は幼児のうち要介護障害者等が乗合規程第29条第3項に定める定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。

2 割引学生定期券について、この規程に定めのない事項については、学生定期券の例による。

第6条の10中「「学生定期券」とあるのは「学生通学定期券」と」を「「及び学生定期券」とあるのは「、学生通学定期券及び学生定期券」と、「及び割引学生定期券」とあるのは「、割引学生通学定期券及び割引学生定

期券」と」に改める。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第5条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の3の表中「160円」を「170円」に改める。

第18条の表中

「

160 円	80 円	160 円	180 円
-------	------	-------	-------

を

」

「

168 円	80 円	168 円	189 円
-------	------	-------	-------

に、

」

「

240 円	120 円	240 円	270 円	135 円
264 円	128 円	264 円	297 円	144 円

を

」

「

248 円	120 円	248 円	279 円	135 円
272 円	136 円	272 円	306 円	153 円

に改める。

」

第19条第2項第1号中「740円」を「760円」に、同項第2号中「370円」を「380円」に改める。

第27条第1項第2号中「第39条」を「第39条第1項」に、同項第3号中「第134条」を「第134条第1項」に改める。

第34条第1号中「第134条」を「第134条第1項」に、同条第3号中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

第63条第1号中

「を「に、

同条第 2 号中

「を「に改める。

第 6 6 条第 1 号中

「を「に、

同条第 2 号中

「を「に改める。

第 6 9 条の 2 第 1 号中



を



に、



を



に改める。

第 87 条、第 89 条第 2 項、第 90 条第 1 項及び第 91 条中「510 円」を「520 円」に改める。

(割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部改正)

第 6 条 割引連絡定期券等の料金等を定める規程 (昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 15 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号キ中「低廉となる項 (」の次に「1 の項と 2 の項が同額となる場合は 1 の項、2 の項と 3 の項が」を、同号ケ中「低廉となる項」の次に「(同額となる場合は、1 の項)」を加え、同項第 2 号ア中「850

円」を「８７０円」に、同号イ中「６００円」を「６２０円」に、「３００円」を「３１０円」に、同項第３号ア中「１８，５１０円」を「１８，９７０円」に、「５２，７６０円」を「５４，０８０円」に、「９９，９６０円」を「１０２，４５０円」に、同号イ中「１０，１１０円」を「１０，３７０円」に、「２８，８２０円」を「２９，５６０円」に、「５４，６００円」を「５６，０１０円」に改める。

第３条の３中「又は名古屋ガイドウェイバス株式会社」を削り、「「名臨高線及び名古屋ガイドウェイバス高架区間」と」を「「名臨高線」と、「介護者等用の割引通勤定期券と同時に発売する。」とあるのは「発売する。」と」に改める。

第５条第１項中「５１０円」を「５２０円」に改める。

別表第１中

「

13,920円	39,660円	75,130円
14,700	41,890	79,360
15,430	43,960	83,300
16,080	45,840	86,840
16,680	47,550	90,080
8,280	23,580	44,680
8,640	24,630	46,660
8,950	25,500	48,310
9,200	26,200	49,650
9,390	26,750	50,690

を

」

「

14,300円	40,740円	77,170円
15,100	43,020	81,490
15,840	45,140	85,510
16,500	47,030	89,090
17,110	48,770	92,380
8,350	23,790	45,070
8,720	24,860	47,090
9,030	25,720	48,740
9,280	26,450	50,120
9,480	27,000	51,160

に改める。

別表第2中

「

7,200円	20,520円	38,880円
--------	---------	---------

を

「

7,460円	21,260円	40,270円
--------	---------	---------

に、

「

学生通学定期券甲
学生通学定期券乙
割引通勤定期券
割引学生通学定期券

を

「

学生定期券甲
学生通学定期券甲
学生定期券乙
学生通学定期券乙
割引通勤定期券
割引学生定期券
割引学生通学定期券

に改め、

同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 表中の金額は、乗合自動車に係る金額である。
- 2 学生定期券及び割引学生定期券は乗合自動車・ガイドウェイバス
高架区間割引連絡定期券の、学生通学定期券及び割引学生通学定期
券は乗合自動車・名臨高線割引連絡定期券の券種である。

別表第3中

「

6,720円	19,140円	36,250円
7,500	21,370	40,480
8,230	23,440	44,420
8,880	25,320	47,960
9,480	27,030	51,200
3,960	11,270	21,350
4,320	12,320	23,330
4,630	13,190	24,980
4,880	13,890	26,320
5,070	14,440	27,360

を

」

「

6,840円	19,480円	36,900円
7,640	21,760	41,220
8,380	23,880	45,240
9,040	25,770	48,820
9,650	27,510	52,110
4,030	11,480	21,740
4,400	12,550	23,760
4,710	13,410	25,410
4,960	14,140	26,790
5,160	14,690	27,830

に、

」

学生通学定期券甲	を	学生定期券甲	に改め、
学生通学定期券甲 2		学生通学定期券甲	
学生通学定期券乙		学生定期券甲 2	
割引通勤定期券		学生通学定期券甲 2	
割引学生通学定期券		学生定期券乙	
		学生通学定期券乙	
		割引通勤定期券	
		割引学生定期券	
		割引学生通学定期券	

同表の備考を次のように改める。

備考

- 1 表中の金額は、高速電車に係る金額である。
- 2 学生定期券及び割引学生定期券は高速電車・ガイドウェイバス高架区間割引連絡定期券の、学生通学定期券及び割引学生通学定期券は高速電車・名臨高線割引連絡定期券の券種である。

別表第 4 中「別表第 1 に掲げる料金（」の次に「名臨高線との割引連絡定期券については」を加える。

（ＩＣカード乗車券取扱規程の一部改正）

第 7 条 ＩＣカード乗車券取扱規程（平成 23 年名古屋市交通局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「510 円」を「520 円」に改める。

第 34 条第 2 項の表大人用 ＩＣカード乗車券の項中「（平面区間・高架区間連絡（区分が 140 円区間のものを除く。））のうち通勤定期券及び学生通学定期券甲」を「のうち通勤定期券（平面区間・高架区間連絡（区分が 140 円区間のものを除く。））及び学生定期券甲」に、同表小児用 ＩＣカード乗車券の項中「（平面区間・高架区間連絡（区分が 140 円区間のもの

を除く。))のうち学生通学定期券乙」を「のうち学生定期券乙」に、同表割引用ＩＣカード乗車券の項中「(平面区間・高架区間連絡(区分が１４０円区間のものを除く。))のうち割引通勤定期券及び割引学生通学定期券」を「のうち割引通勤定期券(平面区間・高架区間連絡(区分が１４０円区間のものを除く。))及び割引学生定期券」に改める。

第３９条第２項中「５１０円」を「５２０円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年１０月１日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に発行した乗車券について施行日以後に行う書換え、種類等の変更(種類、通用区間、経路又は通用期間の変更をいう。)、還付、払戻し又は再発行に係る手数料の額は、この規程による改正後の各規程に定める額とする。

(委任)

- 3 前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

名古屋市交通局管理規程第6号

料金改定に伴う旧乗車券の取扱い等に関する規程を次のように定める。

令和元年9月24日

名古屋市交通局長 河野和彦

料金改定に伴う旧乗車券の取扱い等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第3号。以下「平成26年第3号改正条例」という。）による改正前の乗合自動車乗車料条例（昭和22年名古屋市条例第2号。以下「乗合条例」という。）により発売した乗車券、高速電車乗車料条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第4号）による改正前の高速電車乗車料条例（昭和32年名古屋市条例第35号。以下「高速条例」という。）により発売した乗車券、乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第9号）による改正前の乗合条例により発売した乗車券及び高速電車乗車料条例の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第10号）による改正前の高速条例により発売した乗車券の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧普通券 乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程（平成26年名古屋市交通局管理規程第25号。以下「平成26年第25号改正規程」という。）による改正前の乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「平成26年改正前乗合規程」という。）第1条の4第1号により発売した普通券、平成

平成 26 年第 25 号改正規程による改正前の高速電車乗車料条例施行規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 13 号。）第 28 条 2 項ただし書に定める方法により発売した普通券及び乗合自動車乗車料条例施行規程等の一部を改正する規程（令和元年名古屋市交通局管理規程第 5 号。以下「令和元年第 5 号改正規程」という。）による改正前の高速電車乗車料条例施行規程（以下「令和元年改正前高速規程」という。）第 28 条 2 項ただし書に定める方法により発売した普通券

- (2) 新普通券 平成 26 年第 3 号改正条例による改正後の乗合条例第 3 条により発売した普通券及び令和元年第 5 号改正規程による改正後の高速電車乗車料条例施行規程（以下「令和元年改正後高速規程」という。）第 28 条 2 項ただし書に定める方法により発売する普通券
- (3) 旧定期券 令和元年第 5 号改正規程による改正前の乗合自動車乗車料条例施行規程（以下「令和元年改正前乗合規程」という。）、令和元年改正前高速規程並びに連絡運輸規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 14 号）、令和元年第 5 号改正規程による改正前の割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和 49 年名古屋市交通局管理規程第 15 号。以下「改正前割引連絡定期券等の規程」という。）並びにガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成 13 年名古屋市交通局管理規程第 5 号）の各規程の規定により発売した定期券
- (4) 新定期券 令和元年第 5 号改正規程による改正後の乗合自動車乗車料条例施行規程、令和元年改正後高速規程並びに連絡運輸規程、令和元年 5 号改正規程による改正後の割引連絡定期券等の料金等を定める規程（以下「改正後割引連絡定期券等の規程」という。）並びにガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程の各規程の規定により発売した定期券
- (5) 旧特別の料金の乗車券 令和元年改正前乗合規程により発売した一日乗車券（以下「旧バス全線一日乗車券（常備券）」という。）、高速電車乗車料条例施行規程及び割引連絡定期券等の料金等を定める規程の一部を改正する規程（令和元年名古屋市交通局管理規程第 1 号）による改正

前の高速電車乗車料条例施行規程により発売した一日乗車券のうち自動券売機用以外（常備）のもの（以下「地下鉄全線一日乗車券（常備券）」という。）並びに令和元年改正前高速規程の規定により発売した24時間乗車券のうち自動券売機用以外（常備）のもの（以下「旧地下鉄全線24時間券（常備券）」という。）並びに令和元年改正前乗合規程、令和元年改正前高速規程及び改正前割引連絡定期券等の規程により発売した普通共通一日乗車券のうち使用日を任意に選択するもの（以下「旧バス・地下鉄全線一日乗車券（常備券）」という。）並びに令和元年改正前乗合規程、令和元年改正前高速規程及び改正前割引連絡定期券等の規程により発売したドニチエコきっぷのうち使用日を任意に選択するもの（以下「旧ドニチエコきっぷ（常備券）」という。）並びに観覧券付き乗車券の発売について（平成6年局達第12号）の規定により発売した観覧券付き乗車券（以下「いこまいきっぷ」という。）

- (6) 新特別の料金の乗車券 令和元年改正後乗合規程の規定により発売した一日乗車券（以下「新バス全線一日乗車券（常備券）」という。）、令和元年改正後高速規程の規定により発売した24時間乗車券のうち自動券売機用以外（常備）のもの（以下「新地下鉄全線24時間券（常備券）」という。）並びに令和元年改正後乗合規程、令和元年改正後高速規程及び改正後割引連絡定期券等の規程により発売した普通共通一日乗車券のうち使用日を任意に選択するもの（以下「新バス・地下鉄全線一日乗車券（常備券）」という。）並びに令和元年改正後乗合規程、令和元年改正後高速規程及び改正後割引連絡定期券等の規程により発売したドニチエコきっぷのうち使用日を任意に選択するもの（以下「新ドニチエコきっぷ（常備券）」という。）

（旧普通券に係る既納料金の還付）

第3条 旧普通券（旧普通券の料金が、新普通券の料金額と同一のものを除く）は、当該乗車券が未使用の場合に限り、乗客の請求により旧普通券の料金額を還付する。

- 2 前項の規定により既納料金を還付する旧普通券の種類及び還付額は、次のとおりとする。

区分	種類			券面額	還付額
乗合自動車	旧普通券	大人		200円	200円
高速電車	旧普通券	大人	1区	200円	200円
			2区	230円	230円
			3区	260円	260円
			4区	290円	290円
				300円	300円
			5区	320円	320円
				330円	330円
	旧割引普通券	小児	5区	160円	160円
		大人	5区	160円	160円

3 前2項による既納料金の還付については、手数料を徴収しない。

(継続発売した定期券に係る既納料金の還付)

第4条 旧定期券と引き換えて継続発売した新定期券を、旧定期券の残通用期間に相当する期間中に還付する場合において、旧定期券の残通用期間に相当する期間に係る還付額の計算に用いる定期券料金及び普通券料金は、次のとおりとする。

(1) 定期券料金 新定期券の定期券料金

(2) 普通券料金 新定期券の還付額の計算に用いる普通券料金

(旧特別の料金の乗車券に係る既納料金の還付)

第5条 いこまいきっぷを除く旧特別の料金の乗車券は、当該乗車券が未使用の場合に限り、乗客の請求により旧特別の料金の乗車券の料金額を還付する。

2 いこまいきっぷは、発売時の組合せのままの状態でも使用のものに限り、前項と同様の取扱いとする。

3 前2項による既納料金の還付については、手数料を徴収しない。

(既納料金の還付の取扱期間)

第6条 前3条による既納料金の還付の取扱期間は、令和元年10月1日から当分の間とする。

(既納料金の還付の取扱場所)

第7条 第3条及び第5条の既納料金の還付の取扱場所は、次のとおりとする。

区分	取扱場所
乗合自動車にかかる旧普通券	名古屋、栄及び金山乗車券発行所（以下「各乗車券発行所」という。）
高速電車にかかる旧普通券	高速電車の各駅（以下「各駅」という。）
旧バス全線一日乗車券（常備券）	乗合自動車の各営業所（以下「各営業所」という。）、各駅及び各乗車券発行所
地下鉄全線一日乗車券（常備券）	各駅及び各乗車券発行所
旧地下鉄全線24時間券（常備券）	各駅及び各乗車券発行所
旧バス・地下鉄全線一日乗車券（常備券）	各営業所、各駅及び各乗車券発行所
旧ドニチエコきっぷ（常備券）	各営業所、各駅及び各乗車券発行所
いこまいきっぷ	各営業所、各駅及び各乗車券発行所

(新特別の料金の乗車券への引換え)

第8条 旧バス全線一日乗車券（常備券）、旧地下鉄全線24時間券（常備券）、旧バス・地下鉄全線一日乗車券（常備券）及び旧ドニチエコきっぷ（常備券）は、当該乗車券が未使用の場合に限り、乗客の請求により次表のとおり新特別の料金の乗車券と引き換えるものとする。

区分	新特別の料金の乗車券
旧バス全線一日乗車券（常備券）	新バス全線一日乗車券（常備券）
旧地下鉄全線24時間券（常備券）	新地下鉄全線24時間券（常備券）

旧バス・地下鉄全線一日乗車券 (常備券)	新バス・地下鉄全線一日乗車券 (常備券)
旧ドニチエコきっぷ (常備券)	新ドニチエコきっぷ (常備券)

- 2 前項の場合において、新特別の料金の乗車券の料金額との差額があるときは、その差額を徴収する。

(新特別の料金の乗車券への引換えの取扱期間)

第9条 前条による新特別の料金の乗車券への引換えの取扱期間は、令和元年10月1日から同年12月31日までとする。

(新特別の料金の乗車券への引換えの取扱場所)

第10条 第8条の新特別の料金の乗車券への引換えの取扱場所は、次のとおりとする。

区分	取扱場所
旧バス全線一日乗車券 (常備券)	各営業所、各駅及び各乗車券発行所
旧地下鉄全線24時間券 (常備券)	各駅及び各乗車券発行所
旧バス・地下鉄全線一日乗車券 (常備券)	各営業所、各駅及び各乗車券発行所
旧ドニチエコきっぷ (常備券)	各営業所、各駅及び各乗車券発行所

(旧特別の料金の乗車券による乗車)

第11条 令和元年10月1日から同年12月31日までの間は、旧特別の料金の乗車券で乗車できるものとする。

(特例)

第12条 旧普通券のうち料金額が、新普通券の料金額と同一のものは、引き続き使用できるものとする。

- 2 平成26年改正前乗合規程により発売した旧普通券 (料金額が新普通券の料金額と同一のものを除く) は、乗車時に新普通券の料金額と旧普通券の料金額の差額を支払う場合に限り、令和元年10月1日以降当分の間、使用で

きるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
(旧乗車券の取扱い等に関する規程の廃止)
- 2 旧乗車券の取扱い等に関する規程（平成26年名古屋市交通局管理規程第28号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年 9月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1466号	野々山住 設	野々山 利 勝	名古屋市中川区宗円 町 2丁目23番地	令和元年 8月21日
第1467号	(有)櫻井設 備	櫻井 睦彰	愛知県愛西市勝幡町 駅東 173番地	令和元年 8月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年 9月25日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1467号	(有)櫻井設備	櫻井 睦彰	愛知県愛西市勝幡町 駅東 173番地	令和元年 8月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課